

平成 1 8 年 2 月 9 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第3回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年2月9日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後2時49分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章子
古 木 光 義 牧 野 征 夫
大 澤 祥 一

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	井田 恒夫	学務課長	久野木敏夫
指導課長	叶 雅之	指導主事	山岸 寛也
学校給食課長	渡邊 博	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	里子 和三		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長	五十嵐 敏行	総務課主事	加藤 潤弥
---------	--------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第1号 立川市立学校校長候補者の内申について（秘密会）
- (2) 議案第2号 立川市立学校副校長候補者の内申について（秘密会）
- (3) 議案第3号 立川市公立学校教員の処分内申について（秘密会）

2 協議

- (1) 立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例案について

3 報告

- (1) 平成18年度食教育支援指導基本計画（案）について

4 その他

平成18年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年2月9日
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第1号 立川市立学校校長候補者の内申について（秘密会）
- (2) 議案第2号 立川市立学校副校長候補者の内申について（秘密会）
- (3) 議案第3号 立川市公立学校教員の処分内申について（秘密会）

2 協議

- (1) 立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例案について

3 報告

- (1) 平成18年度食教育支援指導基本計画（案）について

4 その他

◎開会の辞

○藤本委員長 ただいまから平成18年第3回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 はい。

○藤本委員長 1番の議案からまいります。(1)議案第1号、立川市立学校校長候補者の内申について、(2)議案第2号、立川市立学校副校長候補者の内申について、(3)議案第3号、立川市公立学校教員の処分内申について、いずれも人事案件でございます。

したがいまして、委員長の方から申し上げますが、秘密会にするのが適切かと思いますが、委員の皆さん、いかがでございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 異議なしということですので、議案第1号、第2号、第3号につきましては、秘密会とさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午後 2時01分再開

○藤本委員長 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

◎協 議

(1) 立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例案について

○藤本委員長 協議に入ります。

立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例案についての審議に入ります。生涯学習課長、説明をお願いします。

○府中生涯学習課長 協議 (1) 立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。

きょうお手元にご用意させていただいています参考資料でございますが、立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表をもってご説明をさせていただきます。この学習等供用施設条例の一部を改正する条例の概要でございますが、現在立川市には学習等供用施設 11 館、管理運営を地域の住民団体をお願いしておりまして、現在管理委託をしております。その中で、地方自治法の改正がございまして、公の施設の管理委託形態をしているものにつきましては、法律の施行によって本年 9 月から市の直営か、またはその他の団体に指定管理者としての移行を法律で定められておりまして、この学習等供用施設も直営で維持するか、または民間等を含めた指定管理者制度に移るかということの議論を関係団体と進めてまいりました。

その中で、今回の改正する条例案でございますが、地方自治法第 244 条第 2 項の規定に基づいて、公の施設の管理を立川市が指定する指定管理者に行わせることができるようにするため条例を改正するというものでございます。

新旧対照表でご説明に入らせていただきます。アンダーラインが引いてある部分が条例の一部を改正する箇所でございます。1 条から第 13 条の 2 項まで、アンダーラインのところをご説明させていただきますが、この改正の要旨でございますが、先ほど申し上げた法律の改正に基づいて 9 月 1 日から実施をするために現在の条例の一部を改正するというところでございます。

1 点目は、第 1 条のところでございますが、旧の方では第 1 条はアンダーラインのところ「社会教育の増進を図るため」ということで書いてございます。この部分の改正を考えてございます。背景は、学習等供用施設は当初は社会教育の増進を図るために設置された施設でございますが、今後は生涯学習及び地域性を生かした管理運営による地域コミュニティの

振興を図るため、そういう施設として今使われてございますので、この部分を実態に即した表記に替えたいということで、「社会教育の増進」という言葉を、「生涯学習及び地域コミュニティの振興」という言葉に一部改正をしたいということでございます。

2点目は、4条の2項というところの次のページに書いてございます。ここにつきましては少し説明がわかりづらくなりますので、最初にその次の3ページの13条の2の2項のところを先にご説明をさせていただきます。

条例の改正は今までは地域団体に管理を委託するという13条の規定、(委託)のところに書いてありますが、今回の指定管理者の導入に向けた条例改正につきましては、13条の最初の条文でございますが、最後の行でございますが、「施設の管理を行わせることができる」という規定で条文を改正してございます。そのことから、地域団体だけではございませんよという背景がございます。そして先ほど申し上げた13条の2項のところに入りますが、13条の2項ではこういうような仕事をさせていただきますよということですが、「前項の場合における第3条、第4条、第4条の2第1項、第5条第1項、第7条、第8条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「立川市教育委員会」、「委員会」又は「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」という読み替え規定を整備してございます。

これをご説明しますと、第3条に目を通していただきたいのですが、第3条には立川市教育委員会(以下「委員会」という。)、これは指定管理者に読み替えるというようにご理解をいただきたいと思えます。同じく第4条の「委員会は、」というところですが、これも指定管理者に読み替える条文になります。続きまして第4条の2項に書いてあります「委員会」、そして次のページの(2)の「委員会」というのも指定管理者に読み替えるという規定でございます。そして第5条第1項でございますが、ここにも「委員会」という言葉がありますが、これも指定管理者という言葉に読み替えていただくというものです。そして第7条、第7条のところに「市長」という言葉が出てきてございます。第8条にも出てきております。ここも指定管理者という言葉に読み替えるという形となっております。そして最後に第10条の第1項でございますが、ここに出てくる「委員会」という言葉も指定管理者に読み替えるというようにこの条文で改正をしております。

読み替えということは、ここを指定管理者に置き換えますと指定管理者がやることはこういうことですよというようにしています。そして読み替えないところがそれ以外にございます。読み替えないところでございますが、4条の第2項の「速やかに委員会に報告をしなければならない」というのは読み替え規定を適用しておりませんので、この委員会は教育委員会というようになります。そして第5条の第2項につきましても同様の記述がありますが、「速やかに委員会」というところですが、これが速やかに教育委員会ということで、この委員会は条例に基づいてすべて教育委員会でございますので、それ以外の委員会はすべて指定管理者という言葉に置き換えるということの説明を先にさせていただきました。

ということでご理解をいただきたいのですが、13条の規定の変更の部分でございますが、

指定管理者制度により地域の団体で教育委員会が指定するものに学供の施設の管理を行わせることができるということで、13条はそのようにこの委員会を指定管理者ということで読み替えることになります。

続きまして、4条の2項でございますが、従来は教育委員会が定めた日ということで休館日、または開館時間は教育委員会が決めてございました。この改正に基づいて、第4条2項の(1)では、年末年始が休館日。そして次のページで、教育委員会が毎月2回以内をもって指定したという日でございますが、ここにつきましても読み替え規定によって、指定管理者が休館日を定めることができるということで、変更することができるという改正をしております。公用の場合は必ず教育委員会に報告をして、休館日の変更、開館するという事と開館時間の延長というものはそのようにしていくというでございます。休館日の開館と午前9時から午後10時までの開館時間は地域の実情に応じて休館日に開館することができる。10時以降のご利用も指定管理者の判断に委ねるということで、裁量権を指定管理者に委ねるというように改正をしております。

13条の2項の説明に入りますが、13条の2項では指定管理者が行う仕事ということで、今まで地域の団体にしていただいた仕事でございますが、それを条文を整備したというところでございます。指定管理者にお願いをする仕事は、今まで管理運営委員会がしていただいた仕事の業務の範囲でお願いするというところで改正をさせていただいております。

以上、ご説明をさせていただきました。

- 藤本委員長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。牧野委員。
- 牧野委員 間違っているかもわかりませんが、3番目の第13条の書き方の問題なのかもしれませんが、これでいいですか。13条の2というのがありますね。これは普通でしたら2だけでいいのではないですか。それから、2のところは3になるのではないですか。一番上に13条がありますね。そして第13条の2がありますね。その2項はわざわざ「13条の2」と入れるのですか。
- 藤本委員長 生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 最初に13条がございますね。13条の最初に出てくる4行部分を第13条の1項という判断をします。
- 牧野委員 その次の(指定管理者が行う業務の範囲)というところは2項になりますね。そうしますと、次の一番下から3行目の2、これはどうなのですか。
- 藤本委員長 一番最後のページ、ここは第13条の3になっていますね。この表記について整理してください。生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 この条文の一部改正をする部分については、すでに文書法政課とは議案の調整で詰めてきておるのですが、今ご指摘いただいた部分についてはもう一度文書法政課と確認をさせていただきますが、私の方の事務的な考え方ではこの条文の整理の仕方では法規の方からは特に意見は出ておりませんが、もう一度確認をさせていただくということで。
- 藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 条があって、項があって、括弧のがありますね。これは一般的ですね。だからそういうことを考えていくとどうなのかなという意識を持ったわけです。文書法政課を通過していればいいです。

○藤本委員長 生涯学習課長、今のご質問の趣旨はわかりますね。

○府中生涯学習課長 はい、わかります。

○藤本委員長 ですから、誰が見てもわかりやすいように、間違いがないように。暫時休憩いたします。

午後 2時15分

午後 2時25分

○藤本委員長 再開いたします。

生涯学習課長、お願いいたします。

○府中生涯学習課長 新旧対照表の説明が不十分で大変申し訳ございませんでした。改めて説明させていただきます。

13条のところのご質問がございましたので改めてご説明をさせていただきます。旧条文の13条をお目を通していただきたいのですが、(委託)ということで13条が1行書いてございます。13条はこの1行しかございませんでしたので、条例改正をすることにより、次の新の方でございますが、(委託)の部分を(指定管理者による管理)という条文に変更をさせていただきました。そして13条の「委員会は、」という初めから「できる」という条文の一部改正をさせていただきます。13条は13条1項しかございませんでしたので、13条の次に13条の2という条文を整理しまして、(1)から(6)までの条文を指定管理者が行う業務の範囲ということで定めたものでございます。

続いて13条の2項としまして条文を整備させていただきます。「前項の場合における」ということで読み替え規定を整備させていただきます。続きまして第13条の2項というものの次に第13条の3という項目を整理しまして、「指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。」という条文を追加したということでございます。

以上でございます。

○藤本委員長 ご質問に対する説明が終わりました。これで委員の皆さんよろしいですか。小林委員。

○小林委員 確認ですけれども、4条の2の第2項のところ、指定管理者が「施設の休館日を変更し、又は臨時に開館したときは、速やかに委員会に報告しなければならない」ということで、これは休館日の変更とか臨時に開館するということの裁量権は指定管理者にあるので、この報告というのは事後で報告すればいいということですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 小林委員のご質問のとおり、この「速やかに委員会に報告しなければな

らない」という事項でございますが、事後ということで報告をしていただければいいということで理解しております。速やかということで、概ね7日間ぐらいの間の中でご報告をいただきたいということで考えてございます。時間の変更についても同様の考え方でございます。

○藤本委員長 以上、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 これは例規審査会でも審議をいただいているところですね。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 報告が遅れましたが、きょう教育委員会でこの新旧対照表、一部条例を改正する部分をご協議いただいておりますが、既にこの条例の一部改正をする条例を含めて、3月議会に出す条例の改正についての立川市例規審査委員会で審議を並行して行ってございます。きょうご意見が出て、審査会に報告をしなければいけないものについては意をもって審査会の方に出しまして、改めて整備をするということで、条文の整備が終わりましたら3月の議会に理事者が提案するという形になります。

○藤本委員長 そのようにお願いいたします。

2番の協議を終わります。

◎報 告

(1) 平成18年度食教育支援指導基本計画(案)について

○藤本委員長 報告に入ります。

(1) 平成18年度食教育支援指導基本計画(案)について、学校給食課長、お願いします。

○渡邊学校給食課長 それでは、食教育関連のご報告をさせていただきます。

学校給食課における食教育事業の進捗状況及びお手元の資料に基づきまして、平成18年度食教育支援指導基本計画(案)についてご報告をいたします。

本事業は平成17年4月に施行いたしました食教育事業における支援指導実施要綱に基づき、小学校におきまして昨年、概ね9月より新指導の試行を実施をいたしております。昨年12月までの実施状況並びに実施内容につきましては、まだきちっとしたとりまとめは行っておりませんが、各小学校で食教育に関する指導回数といたしましては、100回ほどやっております。その内、栄養士が支援をした内容につきましては、約27回ほどの支援指導を行っております。

また、昨年6月に設置いたしました食教育事業推進検討委員会を毎月1回程度開催をいたしまして、実施内容などを検証して課題の検討、今後の進め方などを協議を重ねております。

今回、現在までの実施状況及び検討委員会での協議内容等を踏まえまして、平成18年度食教育支援指導基本計画(案)を策定し、18年度の支援指導の指針としていきたいと考えております。

お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。平成18年度食教育支援指導基本計画(案)ということで、給食目標、栄養目標、保健目標、こういうものを定めております。これは毎月毎月細かく目標を定めまして、学校の方で給食指導の題材としていただいております。

今回、その下段に食教育に関する指導ということで、1年生から6年生まで、真ん中に線が入っておりますが、これは1学期、2学期、3学期というような大まかな区分けをしております。もちろん2学期制を敷いておりますので、2学期制を敷いている小学校につきましてはこのとおりにはまいりませんが、その辺は学校の方で協議をしていただいて、この内容について1つでも2つでも選んでいただいて、食教育事業という形でやっていただきたいということで、今月の2月1日の校長会におきまして趣旨等の説明を行い、実行に向けて協力をお願いをしております。

また、この案につきましては、今後学校または教育委員の皆様にもいろいろご意見等を伺って、3月末までには決定をしていきたいというように考えております。

裏面の食に関連する教科等（単元一覧）という欄があります。これについては大変申し訳ございませんが、印刷が切れているところがありまして、新たに一部正式なものをお配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、裏面についてご説明いたします。これは教科、単元、要するにこういう食教育に関わる部分の単元が載っているものを教科書から抜粋をしております。1年生につきましては国語と生活科、2年生につきましてはやはり国語と生活科、3年生は社会科、4年生は国語、理科、体育、社会、5年生は理科、社会、家庭科、6年生は家庭科、国語、社会、理科、体育、このような教科に食に関する単元が載っておりますので、こういうものを参考にして食教育の今後の進める題材にしていきたいということでございます。

学校給食課といたしましては、17年度における進捗状況などを踏まえまして、18年度も引き続き試行という形を継続していきたいというように考えております。また、18年度予算では共同調理場校の対策といたしまして、臨時の栄養士資格を持った方を雇用し、共同調理場12校に対する支援指導の助けといいますか、効果的な運営を目指していきたいと思っております。

また中学校につきましては、第七中学校の校長先生と今現在協議をいたしまして、中学校も何とか早く整備をして、食教育事業に取り組んでいけるように今準備をしているところでございます。以上でございます。

○藤本委員長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。教育長。

○大澤教育長 質問ではないのですが、目標が欄になっていて下に食に関する指導とありますね、1年から6年生まで。1年生を標準的にやると1年間で何時間ぐらいかけることになるのですか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 これにつきましては、今学校の方と今後協議をする。それから食教育の推進委員会、こちらの方とこの基本計画書をもう一度叩きまして、その辺、何時間、年間に何回ぐらいやるかということは結論を出していきたいというように思っています。今現在はそこまでは確定はしておりません。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 いろいろな内容で食の教育が充実してきているなという感じがするのですけれども、昨年12月までに実施したのが100回ということで、全校合わせて100回ということですね。その中で栄養士さんが関わってくださったのが27回ということですが、そうするとあとは学校側で実施したということになります。そういう場合に、授業の中に外部の方に協力していただくというようなパターンがあったのかどうか。例えば立川産の野菜の勉強が3年生の社会でありますけれども、地元、立川の農家の方に来ていただいて話していただくとか実施をするとか、いろいろなことが考えられると思うのですけれども、外部の方の協力がされていたのかどうか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 今現在、まだ試行という形ですので、そこまでまだ事業展開は図っていません。今現在は学校の中の先生と、こちらの学校給食課及び学校栄養士で行っております。ただ、栄養士のOBの方にお手伝いを願ったということがあります。ですが、これは今まで市の職員で栄養士をやっていた方をお願いしたというような形ですので、委員さんがおっしゃるような例えば農家の方とか、ボランティアの方とか、そういう形とは少し違うかなと思います。そういう形ではまだ現在はやっておりません。

将来はそういう形で農家の方、これは今農産関係の方とも調整をいたしまして、地場野菜の関係では是非学校給食にもっと参入したいというようなことがあります。来月、栄養士と農家の方と懇談会を開く予定でありますので、その懇談会等も通じまして、こういう形の食教育という形でもご協力願えないかということをお願いはしていきたいと考えております。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 私実はこの間、ある団体の活動で農家の方に白菜漬けを教えていただいたのですね。そして白菜の新種の説明とか聞いてすごく楽しくて印象に残ったのですけれども、小学生なども実際にそういう生のお話を伺ったり体験したりすると、より教育効果が上がるのではないかなというように思いました。

それと、それ以外にも食関係でいろいろの勉強をしたり活動したりしている団体があるようですので、うまく協力していただけたらいいのではないかなと思うのですが、その場合に、やはり先生方がそういう団体とか協力者を見つけるのはとても大変だと思うので、行政側である程度のコーディネーションみたいなことをやっていただけると実施もスムーズに行くのではないかなというように感じています。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 努力していきたいと思えます。

○藤本委員長 ほかはよろしいですか。牧野委員。

○牧野委員 前回も食教育についての問題を提起しましたがけれども、食教育の重要性が訴えられているし、また給食についての様々な考え方が展開すると思うのですけれども、今お話を

伺っていて危惧することは、指導課と学校給食課とのバランスの問題ですね。指導のバランス。それと学校とのバランス。これらをうまくやっていると、今学校の中でも様々な行事ですとか授業時数の問題とかいろいろ課題が多くある中で、学校給食課がそのリーダーとしてやっていく部分の時間というのは果たしてどれくらいあるか、非常に疑問なわけです。

だからそのところをうまくタイアップさせながら食教育というものを立川市全体で立ち上げていくという、今の小林委員の話も含めて、食という問題、特に今私が一番気になっているのが朝食の問題なのですけれども、朝食によって脳の活性化が図れてないという現状が社会的にも問題になっていますけれども、そういったものも含めた、これは食だけの問題ではなくて、学校教育全体、社会教育全体に関わってくるものですので、非常に大きなテーマだろうと思いますので、あまり狭くならないで、もっと広げた範囲で立川市として指導の手立てを広げていくという方法が考えられないかどうかという問題、この辺は今試行という話ですので、試行の段階で考えていかない限りは本実践できないだろうと思いますので、その辺のところは指導課とのタイアップをきちっと図りながら是非やっていただけないかなという希望も含めて、課長の話を伺いたいと思いますけれども。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 もちろんこれは指導課とタイアップといいますか、指導課の考え方の中で学校給食課として支援をしていくというスタンスをとっておりますので、今後につきましては、食教育基本法に基づきまして、東京都等もこちらに調査も入っております。そうなりますと当然学校の授業の中で本当にこの食教育というものをやっていかなければいけないというように位置づけられるだろうというように考えておりますので、あくまでも給食課というのは、いかにして食に関する専門家がいる給食課の栄養士をどうその食の教育に対して支援できるかということにできれば一番いい形なのかなというように思っておりますので、あくまでも給食課は指導課、もちろん今現在も推進委員会の方で指導主事の先生にも入っていただきまして、こういう計画を立てておりますので、そこについてはきちとした連携をとってやっていくべきというように考えております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 学校教育というのは目標、目標、目標ばかりで絵に描いた餅になってしまっている部分があるのですけれども、今の食教育支援指導基本計画の案の給食目標、栄養目標、保健目標、これらを何とかできないものか。食教育という一つの部分でいくのか、これは課題ですからよく検討していただかなければいけないのですけれども、何かもう少しすっきりしたような、子どもにわかるような、そういう指導目標が立てられないのか。一番困るのは各学校が保健目標が違うから、学校目標が違うと同じようになかなか難しいのですけれども、この辺のところをもうひとつ、給食委員会ですとか校長会等も含めて検討いただけないのかなというように個人的に考えます。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 特にこの給食目標、栄養目標につきましては、以前からこういう目標を

立ててやっていたものをここは出しておりますので、今後いろいろな形でこういう目標というものをもっとわかりやすくなるように、この食に関する指導に絡めまして、またこの目標も変わってくるものだろうというように思っておりますので、その辺につきましては精査をしていきたいというように考えております。

○藤本委員長 いろいろご意見をいただきましたけれども、もちろんご質問、ご意見いただいたとおりのことを今こういう計画を作成すべく、先ほどご報告もありましたけれども、学校校長会等にもお諮りしているとかいろいろ報告をいただいておりますので、指導課との連携を深めながら、こういう計画が今こういう状況で進めておりますよというお話と受け止めてよろしいでしょうか。学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 はい、結構でございます。

○藤本委員長 ということでございますので、皆さんご了解いただきたいと思います。報告を終わります。

◎その他

○藤本委員長 4番その他、総務課長、お願いします。

○井田総務課長 2月3日に行われました東京都市町村教育連合会の研修会、国際人をどう育てるかという研修会に行っていました。その報告をいたしたいと思います。

場所は自治会館で行われまして、テーマとしては「国際人をどう育てるか」ということで、講師として外務省の参与、高島肇久さんという方が講演をなさいました。元NHKの報道局の国際部長、ニュース21のキャスターなどを歴任された方ということで、国際連合は分担金で事務局職員の数を割り出しているのですけれども、日本の分担金からいいますと253人から342人の職員を派遣できることになっているのですけれども、実際は110人ぐらいで、望ましい定数の半分にも満たないと。こういうところにも日本人のおくゆかしさが出ているのかなというように言っていました。

ただ、そうは言ってもやはりこれからは世界で活躍できるような日本人をもっと増やしていかなくはいけないというところで、どのような形をしていければ望ましい方向になるのかなというお話がありました。

確かに言葉の問題はあるのでしょうけれども、言葉をしゃべれるだけでは仕事は進まないよと。言葉というのは手段であって目的ではないということで、もっと胸を張って多くの人が国連の場あるいは国際社会の中に参加できるようにしてほしいというお話がございました。

2時から4時の2時間でしたけれども、有意義なお話だったというように思っております。

○藤本委員長 ありがとうございます。

◎閉会の辞

○藤本委員長 それでは、本日の予定した内容はこれで終了しましたので、本日の定例会は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

午後 2時49分閉会

署名委員

.....

委員長